

# 9月2日(月)は市県民税第2期の納期限です。

## 市税納期カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		4月30日	7月1日	5月31日
<b>第2期</b>		7月31日	<b>9月2日</b>	
第3期		12月25日	10月31日	
第4期		2月28日	1月31日	

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

都合により納付できない場合は、**随時納税相談**を受け付けておりますのでご連絡下さい。

### 督促状発送後、納付確認ができない場合はどうなるの？

徴収職員は、滞納が発生するとその滞納者がどんな人なのか、差押をすべき財産があるかを徹底的に調査して、差押をすべき財産を決めていきます。実際には以下のようなことを調べています。

- 勤務先へ給与額の照会
- 不動産登記簿謄本の入手
- 銀行口座の調査
- 生命保険への加入の有無

市では、滞納が放置されることで、納税した方が不公平とならないように努力しております。

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246~255

## ～日本年金機構からのお知らせ～

### 国民年金保険料の収納業務を民間委託しています!

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方に対して、電話・文書・訪問などによる納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を、**民間事業者へ委託**しています。

委託事業者：**アイ・シー・アール バックスグループ 共同企業体**

問合せ先：**TEL 0800-777-0075 (通話料無料)** 受付時間：**11:00~20:00 (水曜、木曜、盆、年末年始を除く)**

※ 委託事業者の「納付督促員」が訪問して保険料をお預かりする場合、身分証(納付督促員証明証)を提示し、厚生労働省(日本年金機構)が発行する納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりすることが可能となっております。

※ すでに免除を申請されている場合にも承認されるまでの間、行き違いにより納付や免除等の申請手続きをご案内する場合があります。



委託事業者に関する問合せ先 **コザ年金事務所 ☎933-3437・933-3438**

聞いてみよう消費生活

内線433便り 3

年金を狙った  
偽装質屋にご注意をの巻

担保価値のないガラクタ同然の物を質にとり、返済は年金支給日に口座から自動引き落としをする「偽装質屋」の被害が全国的に報告されています。偽装質屋は、一見普通の質屋のようにみえますが、実際には年金を担保にして、違法な高金利で貸付けを行います。質屋として許可を得ていたとしても、**その実態は高金利のヤミ金**です。

偽装質屋の目的は、質草ではなく年金口座なのです。こうした偽装質屋はチラシ広告での勧誘が多いようです。「質草は何でもいい」「年金口座から自動引き落とし」とど勧誘してくるのが特徴ですので注意が必要です。

**高齢者にとって、年金は大切な生活の糧**です。年金を担保に高金利で借入れをすると、たちまち生活が苦しくなります。そして、返済のために複数の業者から借入れを繰り返せざるを得なくなります。多重債務になってしまうと、返済のことで不安になり、体調を崩してしまう方もいます。

偽装質屋は絶対に利用してはいけません。

偽装質屋、借金のごでお困りの場合は、市役所市民生活課までご相談ください。



消費生活で困った時はすぐ相談を

問合せ 市民生活課 市民・安全係

☎893-4411 内線433

